



平成25年度 補正予算 イノベーション実用化ベンチャー支援事業

公募説明会資料

- 内 容 -

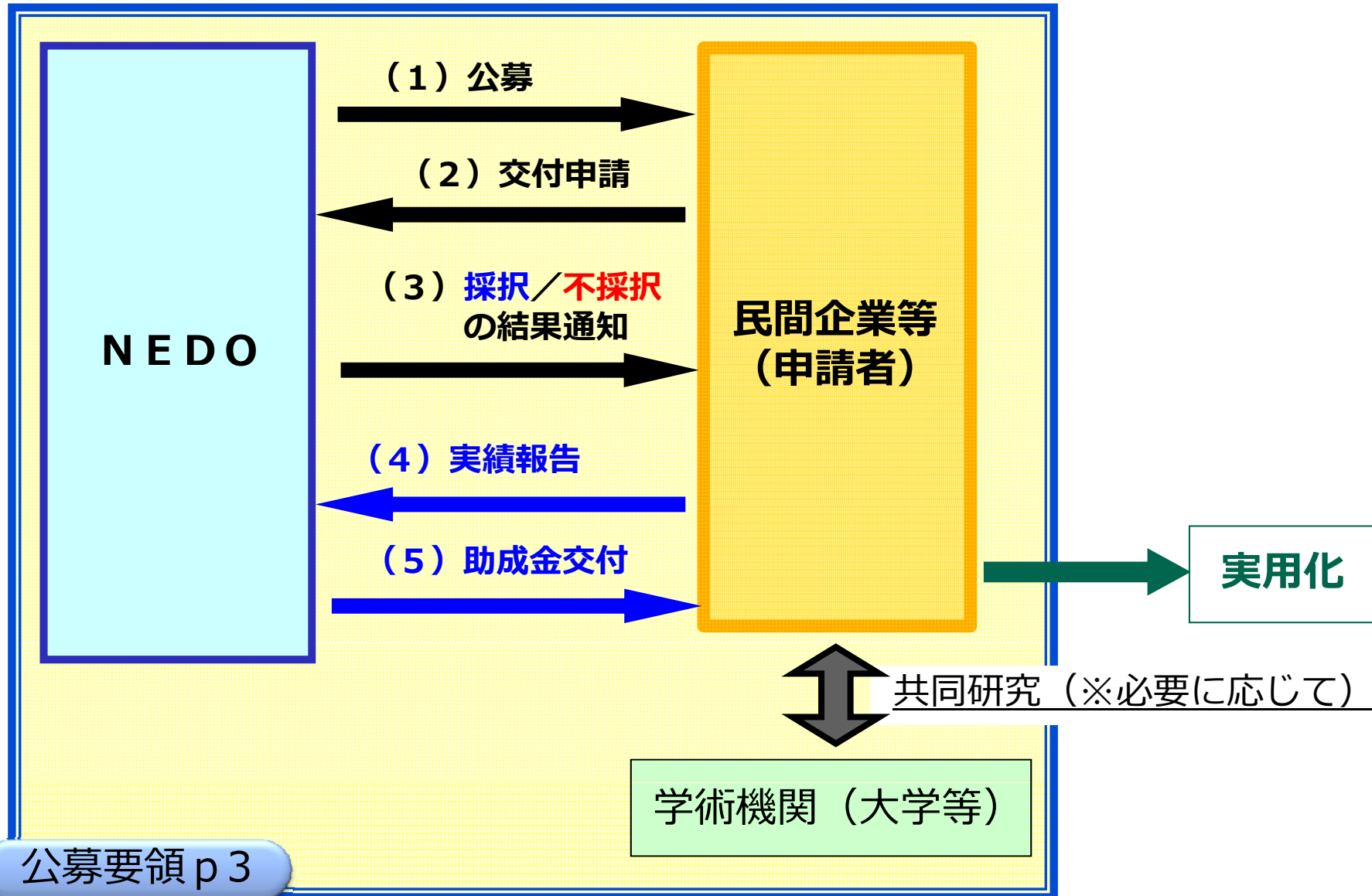
- ・ 事業の目的と仕組み
- ・ 応募要件について
- ・ 助成内容について
- ・ 審査方法と審査項目について
- ・ 申請の手続きおよび受付について

事業の目的



- 「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）では、経済の成長力の底上げ等のため、成長戦略の実行の加速化と強化に取り組むこととし、その一環として、**研究開発型ベンチャー企業等の技術の実用化支援を実施**することとされています
- 本事業は「**研究開発型新事業創出支援プラットフォーム**」の一環として、**研究開発型ベンチャー企業等**の有する優れた先端技術シーズや有望な未利用技術を活用した実用化開発を支援することにより、**リスクを低減させ、研究開発成果を迅速に実用化・事業化に結びつけ、新規事業・雇用の創出等を促進**することを目的とします

事業の仕組み



- (1) **新規性・革新性の高い実用化開発**であること
- (2) 事業期間終了後、**概ね3～5年以内**で実用化可能な計画を有すること
 - ・ **経済産業省所管**の技術開発が対象となる
(ただし、原子力に関するものを除く)
 - ・ 実証段階にあっても、**技術開発要素があるものは対象となる**
 - ・ 創薬等で治験を実施する場合は**第Ⅱ相**まで
 - ・ 本事業における「**実用化**」とは、
販売またはライセンスアウトにより収入が発生すること
を指し
創薬等の技術開発で治験を伴う場合は、
計画した臨床試験が成功し、次のフェーズの試験に移行すること
をもって実用化とみなします

(応募要件) ☆助成対象事業者の要件 ①

- (1) **日本に登録されている民間企業等（法人格を有するものに限り）**であって、当該事業者が**日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点**を有すること
- (2) 助成対象事業を的確に遂行するに足る**技術的能力**を有すること
(申請した事業者が主体となって技術研究開発を行うこと)
- (3) 助成対象事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な**財務的基礎**を有すること

(応募要件) ☆助成対象事業者の要件 ②

- (4) 助成対象事業に係る**経理**その他の**事務**について、的確な**管理体制**および**処理能力**を有すること
- (5) 助成対象事業終了後の**実用化を達成するために必要な能力**を有すること
- (6) 技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な**技術経営力**を有すること

(応募要件) ☆対象となる事業者の条件



下表に示す「**資本金基準**」または「**従業員基準**」のいずれかを満たす企業であって「**みなし大企業**」（後述）に該当しないもの※下表は公募要領中の説明内容要約

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数) (注)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業 (下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員 (解雇予告不要者) を含まない

※中小企業者としての「**組合等**」も応募できます。詳しくは公募要領を確認してください

公募要領 p 4, 5

「みなし大企業」について



「みなし大企業」とは

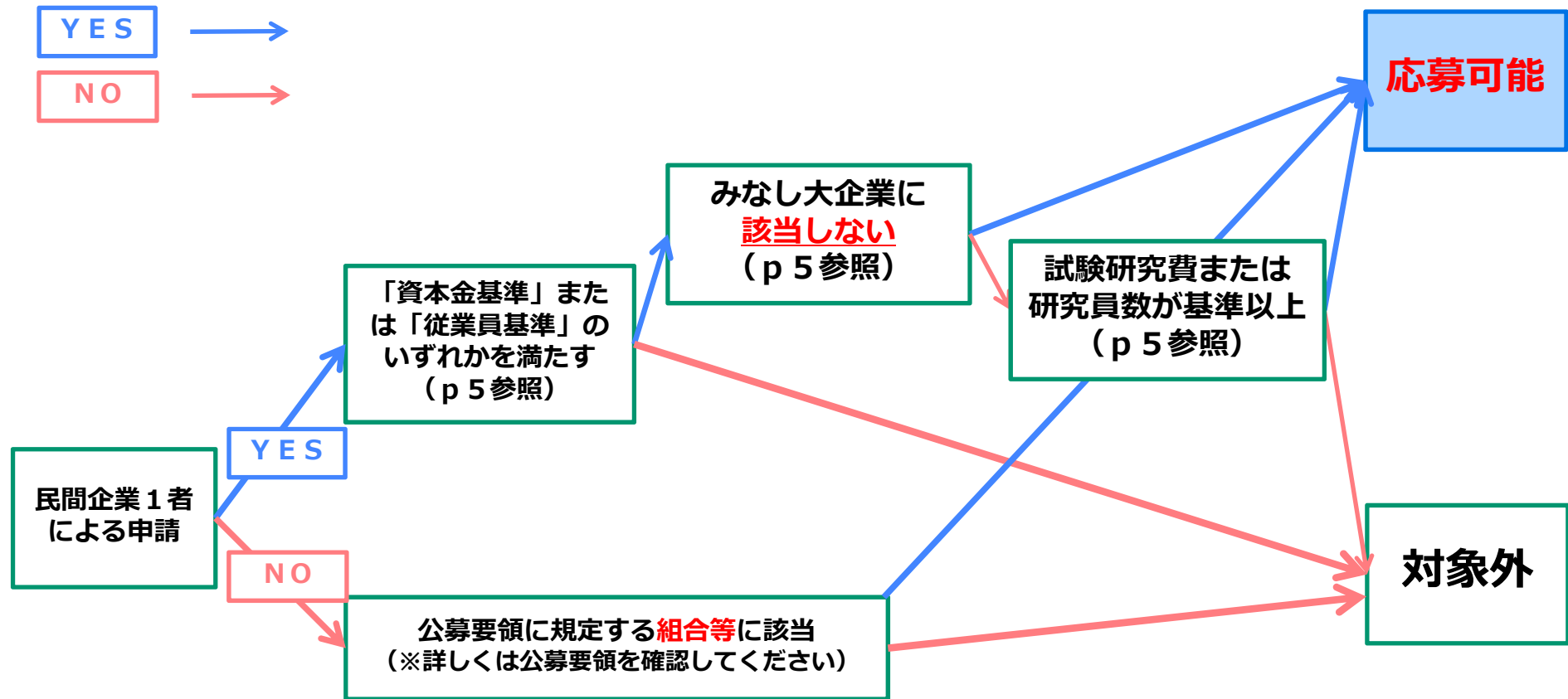
前ページの「**資本金基準**」または「**従業員基準**」のいずれかを満たす企業であって、

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業

※上記の「**みなし大企業**」は応募できませんが、
「**みなし大企業**」であっても以下の要件を満たす場合は応募可能です
申請書（添付資料1） 2 申請者の概要 に記載してください

- ・ 試験研究費等が売上高の3%以上、又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること
- ・ 未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと
- ・ 申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること

条件確認フロー



※公募要領に規定する上記以外の申請適格要件もご確認
ください

平成25年度公募事業概要



助成対象となる技術	競争力強化のためのイノベーションを創出し、持続的な経済成長の実現に資する新規性・革新性の高い実用化開発
対象事業	事業終了後、概ね3～5年以内に実用化可能な技術開発
対象事業者	中小事業者または中小企業者としての組合等
申請者	1者による単独申請のみ受付
対象期間	交付決定日（平成26年4月下旬（予定））から 平成27年2月28日まで
助成対象費用	助成の対象となる費用は、当該技術開発に必要な経費のうちこの事業に 専用として使用するものが対象 ※ 共同研究費は、助成金総額の50%未満の範囲で申請可能
助成率	助成対象費用総額の 2/3以内
助成金	1500万円～5億円

助成対象費用（費目）



申請事業者にて発生し、この事業に専用で使用する費用が対象です

経費区分	種別	対象
I. 機械装置等費 (生産設備は対象外)	1. 土木・建築工事費	プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費
	2. 機械装置等製作・購入費	助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、改造等に要する経費 (対象となる装置の材料費、設計・製造外注費を含む)
	3. 保守・改造修理費	助成事業で購入した装置等の保守および研究開発に使用するために必要となる装置の改造・修理に要する費用
II. 労務費 人件費	1. 研究員費	技術開発職員、工員等の実用化開発に直接従事する助成事業者の従業員に対する人件費（ユーザニーズの調査、生産インフラの検討など本申請に係る技術開発成果の事業化を目的とした業務を含む）
	2. 補助員費	
III. その他経費	1. 消耗品費	技術開発の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費 (試作品製造に必要な経費を含む)
	2. 旅費	技術開発を実施するために特に必要とする研究員の旅費、滞在費及び交通費
	3. 外注費	技術開発の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費
	4. 諸経費	上記の1～3以外の経費で、助成事業の実施に特に必要と認められる経費 技術開発を行うために直接必要な文献購入費、光熱水料、コンピュータ使用料、試作品運搬費、学会参加費、特許出願費用（助成対象費用総額の10%以内）等必要な経費
IV. 共同研究費	共同研究費	助成事業のうち、共同研究契約等に基づいて学術機関等が行う技術開発に必要な経費 (「学術機関等共同研究費内訳」による費目別内訳の提示が必要です(年度毎、機関毎) 年度末に用途明細を確認します。尚、間接経費は直接経費の10%(大学は15%)を上限) 上限値：交付決定時における助成金総額の50%未満 (民間企業との共同研究費は対象外です)

公募要領 p 7, 8

※消費税は助成対象外です

助成対象費用（労務費）

（申請書作成時の労務費積算方法）



● 下記により算定し、**作業時間で助成対象費用を計上することができます**

☆ **健康保険等級（健保等級）に基づく※NEDO労務費単価一覧表の単価を乗じて算出します**

※健康保険等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照ください

<http://www.nedo.go.jp/content/100527557.pdf>

☆ **助成事業期間中は従事日誌を作成していただきます（NEDO所定の書式使用）**

※従事日誌は
研究員、補助員
全員分を毎月提出
してください

（労務費単価一覧表）

労務費単価一覧表（時間単価用） 平成24年度適用（単位：円）

A.賞与なし、年4回以上		B.賞与1回～3回		健保等級適用者		健保等級適用者以外の者 （年給制・月給制） ※法定福利費は加算しません	
法福費加算 ←加算しない←	←法定福利費 ←加算の有無	←法福費加算	←加算しない	健保等級	労務費単価 /1H	月給額範囲 以上 ～ 未満	
420	350	1	540	450			81,900
480	410	2	620	530			94,900
550	470	3	710	610			107,900
610	530	4	790	690			120,900
670	590	5	880	760			131,300
720	620	6	930	810			139,100
760	660	7	990	860			148,200
810	710	8	1,060	920			158,600
870	760	9	1,130	980			169,000
920	800	10	1,200	1,050			179,400
980	850	11	1,280	1,110			189,800
1,040	900	12	1,350	1,170			201,500
1,100	960	13	1,440	1,250			214,500
1,170	1,020	14	1,530	1,330			227,500
1,240	1,080	15	1,620	1,410			240,500
1,310	1,140	16	1,710	1,490			253,500
1,380	1,200	17	1,800	1,570			273,000
1,520	1,320	18	1,980	1,720			299,000
1,660	1,450	19	2,160	1,880			325,000
1,800	1,570	20	2,340	2,040			351,000
1,940	1,690	21	2,520	2,190			377,000
2,080	1,810	22	2,700	2,350			403,000
2,210	1,930	23	2,880	2,510			429,000
2,350	2,050	24	3,060	2,670			455,000
2,490	2,170	25	3,240	2,820			481,000
2,630	2,290	26	3,420	2,980			513,500
2,840	2,470	27	3,690	3,220			552,500
3,050	2,650	28	3,960	3,450			591,500
2,80	2,830	29	4,230	3,690			630,500
460	3,020	30	4,490	3,920			669,500
670	3,200	31	4,760	4,160			699,500
880	3,380	32	5,020	4,390			747,500
090	3,560	33	5,290	4,630			786,500
300	3,740	34	5,560	4,870			825,500
490	3,920	35	5,810	5,100			864,500
680	4,100	36	6,060	5,340			903,500
880	4,290	37	6,310	5,570			949,000
130	4,530	38	6,640	5,890			1,001,000
390	4,770	39	6,980	6,200			1,053,000
650	5,010	40	7,310	6,510			1,111,500
970	5,310	41	7,730	6,910			1,176,500
290	5,610	42	8,150	7,300			1,241,500
620	5,920	43	8,570	7,690			1,306,500
940	6,220	44	8,990	8,090			1,371,500
320	6,580	45	9,490	8,560			1,449,500
710	6,940	46	10,000	9,030			1,527,500
100	7,310	47	10,500	9,500			1,527,500

（注1）助成期間が事業年度を超える契約を締結した場合は、事業年度ごとに制定する労務費単価一覧表を適用します。
（注2）国家公務員共済組合等は上記の健保等級に4等級加算した等級を適用します。

平成26年△月分 助成事業従事日誌 事業番号: _____

※下記業務以外のNEDO業務従事: なし 以外の公的資金に係る業務への従事: なし

助成事業の名称: ●●●の開発

委託・共同研究項目: _____

助成事業者名称: 株式会社●●●

従事者 所属: 株式会社●●●

主任研究者 所属: 株式会社●●●

日	曜日	従事時間帯(24時間制で時刻入力)				除外する時間数	従事した時間数	具体的な研究内容、作業内容 ※独自の休日を設定する場合は「休日」と記入
		開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻			
10/1	火							
10/2	水	12:30	17:00			4:30		
10/3	木	10:00	16:30		1:00	5:30		
10/4	金	9:30	18:30		1:00	8:00		
10/5	土							
10/6	日							
10/7	月	14:30	18:30			4:00		
10/8	火	10:30	12:20	15:00	18:30	5:20		
10/9	水	12:20	18:30			6:10		
10/10	木	10:00	16:30		1:00	5:30		
10/11	金	11:30	15:20	16:00	18:30	6:20		
10/12	土							
10/13	日							
10/14	祝							
10/15	火							
10/16	水							

何をどのように行ったか？助成事業に関わる内容であることが明確になるように記載してください

公募要領p7

助成事業の選定についてNEDOは

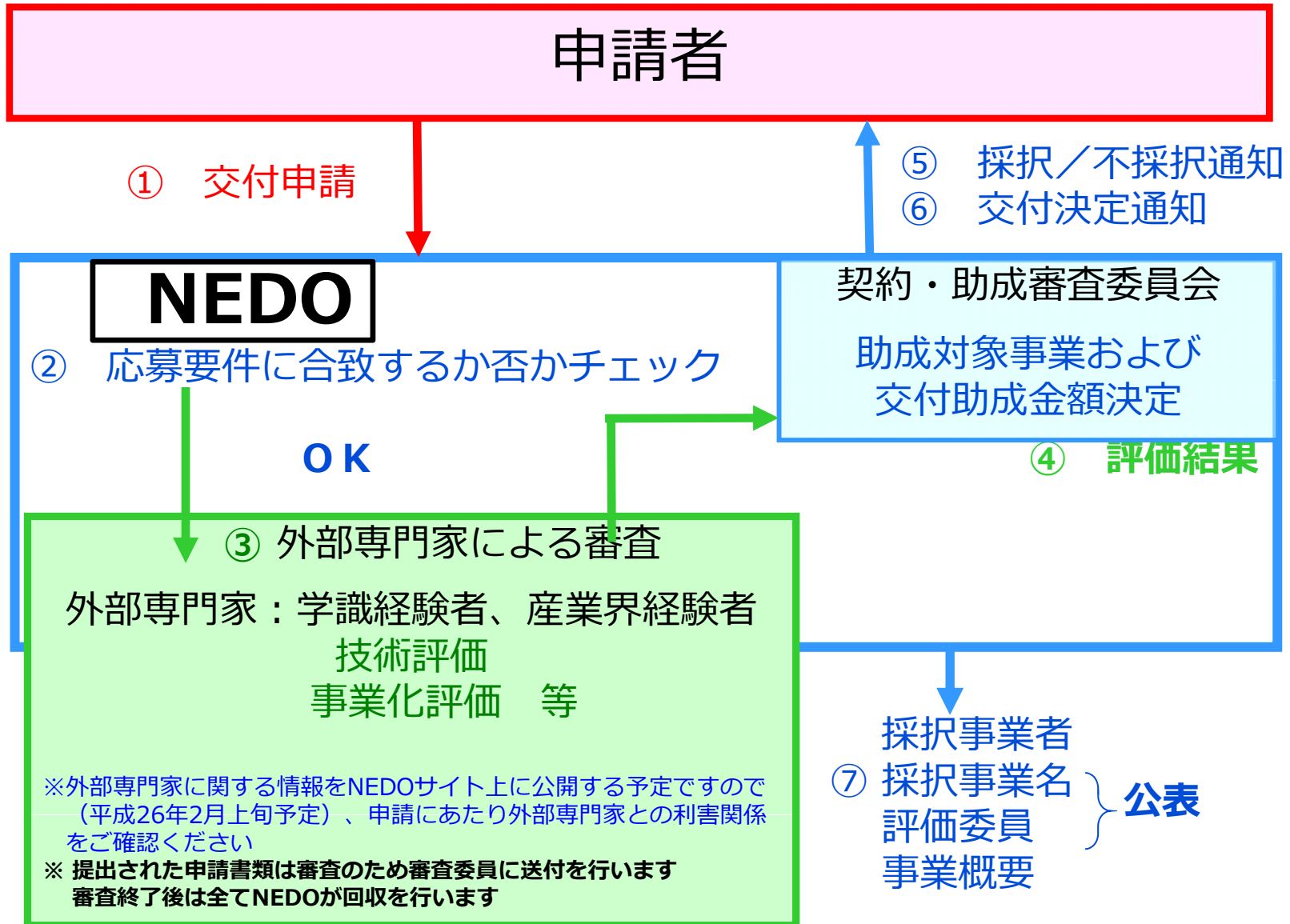
- ① 外部専門家による評価
(技術評価、事業化評価など)
- ② 契約・助成審査委員会
(NEDOの役職員で構成する委員会)

を経て助成する事業を選定します

また、助成事業者の技術開発体制が国の政策に沿ったものであるかについても評価されます



採択審査 審査方法



採択審査 審査事項(技術評価)



項目		審査基準
技術 評価	① 基となる技術開発の有無	提案の実用化開発の基となる技術開発の成果が明確に示されている 提案の実用化開発のシーズについて基礎的な検討が十分行われていること
	② 技術の新規性及び目標設定レベルの程度	新規性のある技術で、国際的にみても目標設定のレベルが相当程度高いこと
	③ 特許・ノウハウの優位性	申請者（企業）が開発品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること
	④ 目標、課題、解決手段の明確性	本事業における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること
	⑤ 費用対効果	研究計画に対する費用（助成金の使用計画）が適切であり 費用対効果が高く 助成規模に応じて効果（社会的必要性）が十分に期待できること
	⑥ 研究計画の妥当性	予定期間内に計画された技術的課題が解決される可能性が高いこと

採択審査 審査事項(事業化評価)



事業化評価	項目		審査基準
	①	新規市場創出効果	当該開発成果の広汎な製品・サービスに利用の可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること 市場規模を判断材料とし、その際に助成金額（全期間）を考慮
	②	市場ニーズの把握	市場ニーズを具体的に把握（ユーザーとの接触、市場調査等）しているとともにそれを反映させた開発目標の設定がなされている
	③	開発製品・サービスの優位性	市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位（性能・価格等）である。将来の市場において相当の占有率が期待できること
	④	事業化体制	技術開発体制のみではなく事業化をするために適切な体制となっていること
	⑤	事業化計画の信頼性	事業期間終了後、概ね3～5年以内に実用化が達成される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な事業化計画を提案し、予想されるリスク（市場変動・技術革新等）などへの対策が盛り込まれていること

公募要領 p 10,11

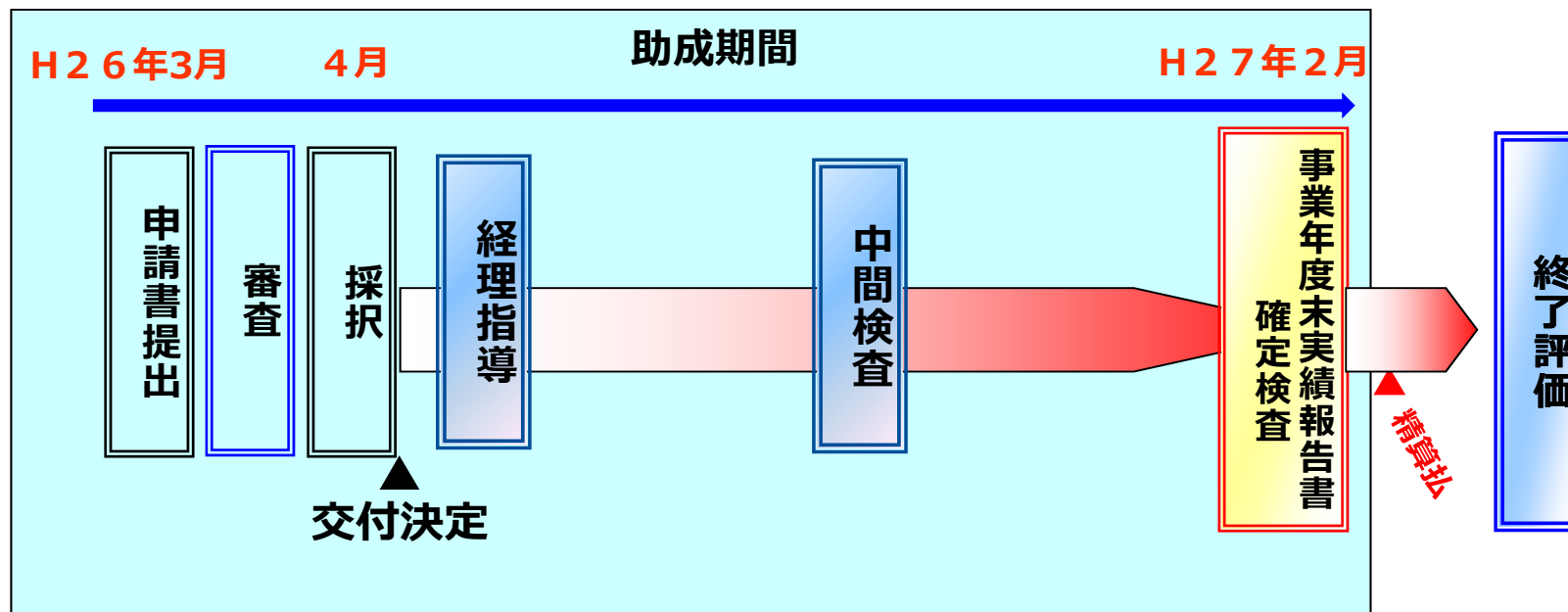
採否の決定の通知



- 採否結果の通知は、平成26年4月頃を予定
- 採択された事業については、NEDOから申請者に交付決定通知を発送します
- 審査の内容によって、実施内容や助成対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります
また、事業化促進に資する研修等の受講を「採択の条件」として課す場合があります
「採択の条件」に不服がある場合は、申請を取り下げることが出来ます
- 不採択の場合も、評価結果を添えてその旨後日通知いたします

助成事業の採択後

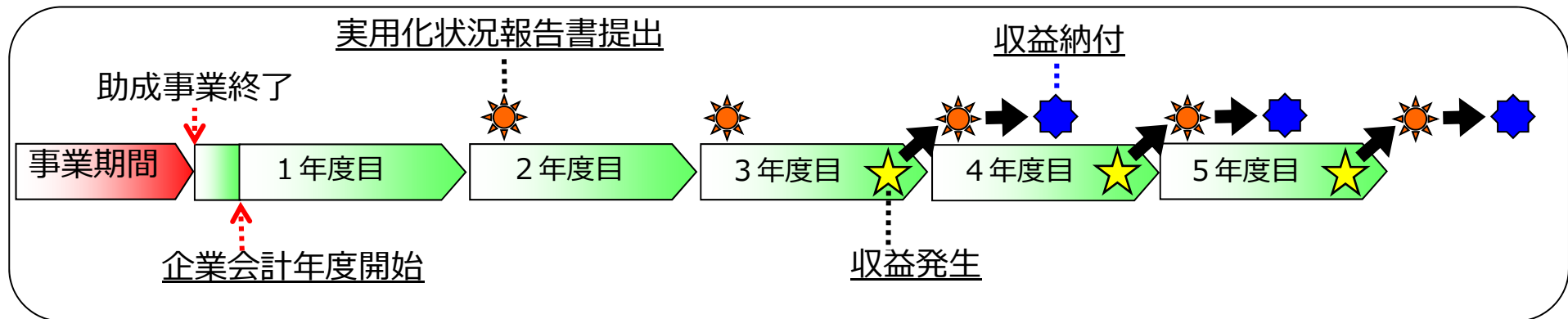
- * 採択された事業は、申請者の企業名、事業の名称および事業の概要を公表します
(不採択の場合は企業名、事業の名称共に公表されません)
- * 助成金の交付は、採択された事業者より、助成期間終了後提出していただく実績報告書に基づく精算払いを原則とします。ただし、必要があると認められる場合は、証拠資料により支払い実績が確認できる費用について概算払いを行います



※中間検査は、事業の進捗等に応じて実施時期を設定

助成事業の終了後

- ☆事業期間の**終了年度の翌年度以降5年間**は、毎年、**実用化状況報告書**をNEDOに提出して頂きます（報告書の提出義務が果たされなかった場合、助成金の返還請求が行われることがあります）
- ☆実用化状況報告書により、**収益が認められたときは所定の計算式で算出される額を納付して頂きます**
- ☆収益納付額の合計は、**助成金の確定額を上限**とします
- ☆収益納付すべき期間は、**事業期間の終了年度の翌年度以降5年間**とします



☆助成事業における**取得財産の所有権**は事業者にあります。但し、**処分制限期間内での処分**（他研究への転用、商用生産、廃棄、売却、貸与、担保設定）の際には事前にNEDOの承認を受ける必要があります。また承認を受ける条件として、助成金の一部を納付しなければならない場合があります。

申請手続きについて①



本事業への申請は、

- ・ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請
- ・ NEDOへの申請書類（提出書類一式及びCD-R）

の両方が必要です

e-Radシステムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。

- ✓ 事前登録には2週間程度必要です
- ✓ 早めの登録をお願いします

**☆ e-Radによる申請手続きを行わないと
本事業への申請ができませんので、
充分留意してください**

申請手続きについて②



**e-Rad
システム運用担当**

申請者

**e-Rad
システム**

(1)
登録
申請
(郵送)

(2)
ログイン情報
通知書
(メール)

(3)
研究代表者ID
とパスワード

(4)
応募
情報
入力

(5)
応募内容
提案書
印刷

e-Radページ内に「体験版」があります。登録完了までの流れを、一度体験されることをお勧めします

公募要領 p 14,15,29

最新のお知らせ

■最新の募集公募の更新

2013/04/01 [現在募集中の公募一覧を更新](#)

[→現在募集中の公募一覧](#)

■e-Radシステムからのお知らせ

2013/04/02 [システムへのアクセス集中によるログイン失敗について](#)

2013/03/29 [CSVインポートによる研究者新規登録機能の一時的な停止について\(平成25年4月2日\(火\)実施予定\)](#)

2013/03/27 [【重要】事務分担者の異動処理に係るe-Rad操作方法について](#)

[→過去一覧](#)

■配分機関からのお知らせ

2013/02/20 [日本-イスラエル研究交流事業の公募案内メール誤配信について](#)

2013/02/04 [再生医療実現拠点ネットワークプログラムについて](#)

[→過去一覧](#)

ログインボタンをクリック

e-Radへのログイン

- ▶ お知らせ
- ▶ システム概要
- ▶ ご利用に当たって
- ▶ システム利用に当たっての事前準備
 - ▶ 研究機関はこちら
 - ▶ 研究者はこちら
- ▶ 本システムで対象となる公募一覧
- ▶ リンク集
- ▶ ヘルプデスクへのお問い合わせ
- ▶ 体験版

よくある質問と答え

科研費電子申請システムについて

研究者向けページ

- ・各種様式
- ・操作マニュアル
- ・推奨環境 等

研究機関向けページ

- ・各種様式
- ・操作マニュアル
- ・推奨環境 等

配分機関向けページ

- ・推奨環境 等

e-Rad 体験版 - Windows Internet Explorer
http://www.e-rad.go.jp/tutorial/pages/top_frame.html

e-Rad

【ログインID】
・新e-Radに初回ログイン
旧e-Radに登録済の方は、旧e-Radで最後に使用したログインIDを入力します。
新規の方は、メールで送付されるログインIDを入力します。
・2回目以降のログイン
新e-Radで登録したログインIDを入力します。

【パスワード】
・新e-Radに初回ログイン

**研究者ID、パスワードを入力。
※研究機関IDでは入力できません。**

ログインしてください。

ログインID
パスワード

ログイン

こちらのボタンをクリック

[ログインID、パスワードを忘れた方はこちら](#)

ページが表示されました
インターネット | 保護モード: 無効
100%

e-Rad

HOME

- 代表者情報を確認します。
代表者情報確認では、あなたが応募登録を行い研究代表者の場合は、e-Radに登録されているあなたの情報が表示されます。あなたが研究分担者の場合は、応募登録を行った研究代表者の情報が表示されます。
- 研究代表者の場合、応募提出を行う研究機関を[研究機関名]に登録します。
複数の研究機関に所属している場合は、応募提出を行う研究機関を選択してください。
- 次に共通項目タブの入力を行う[共通項目]をクリックしてください。

印刷したあと最後にクリックしてください

① ②

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2013年度 / xxxxxx公募

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	応募時予算額	研究組織
添付ファイルの指定	割当金額情報	業績情報	略歴情報

以下の情報は、この課題の研究代表者(機関)の最新情報を自動的に取得して表示しています。内容に誤りがあつたらしく、この画面で以下の情報を編集することはできません。編集したい場合には「研究者情報修正」画面からご自身で編集をお願いします。

研究者番号	Z0000001
研究機関名(必須)	xxx研究機関 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関から申請を行うかを指定してください。
部局名	xxx研究室
職階	研究員・ポスドククラス
職名	研究員
研究者氏名	漢字 研究 彩加 フリガナ ケンキュウ アヤカ
性別	女
生年月日	1990年7月31日
メールアドレス	kenkyuSayaka@e-rad.tutorial

必須項目入力後は、ページ右上の「入力チェック」ボタンを押して、未入力がないか確認。エラーがなければ、提案書プレビューボタンを押す。応募内容提案書のタイトルが書かれているPDFが開かれるので、それを印刷する。印刷後、忘れずにページ左上の確認ボタンをクリック。

ページが表示されました

インターネット | 保護モード: 無効 100%

申請手続きについて③

応募事業を間違えないように
ご注意ください

【配分機関名】

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合
開発機構

【制度・事業名】

イノベーション実用化ベンチャー支援事業

ホーム > 本システムで対象となる公募一覧 > 現在募集中の公募一覧

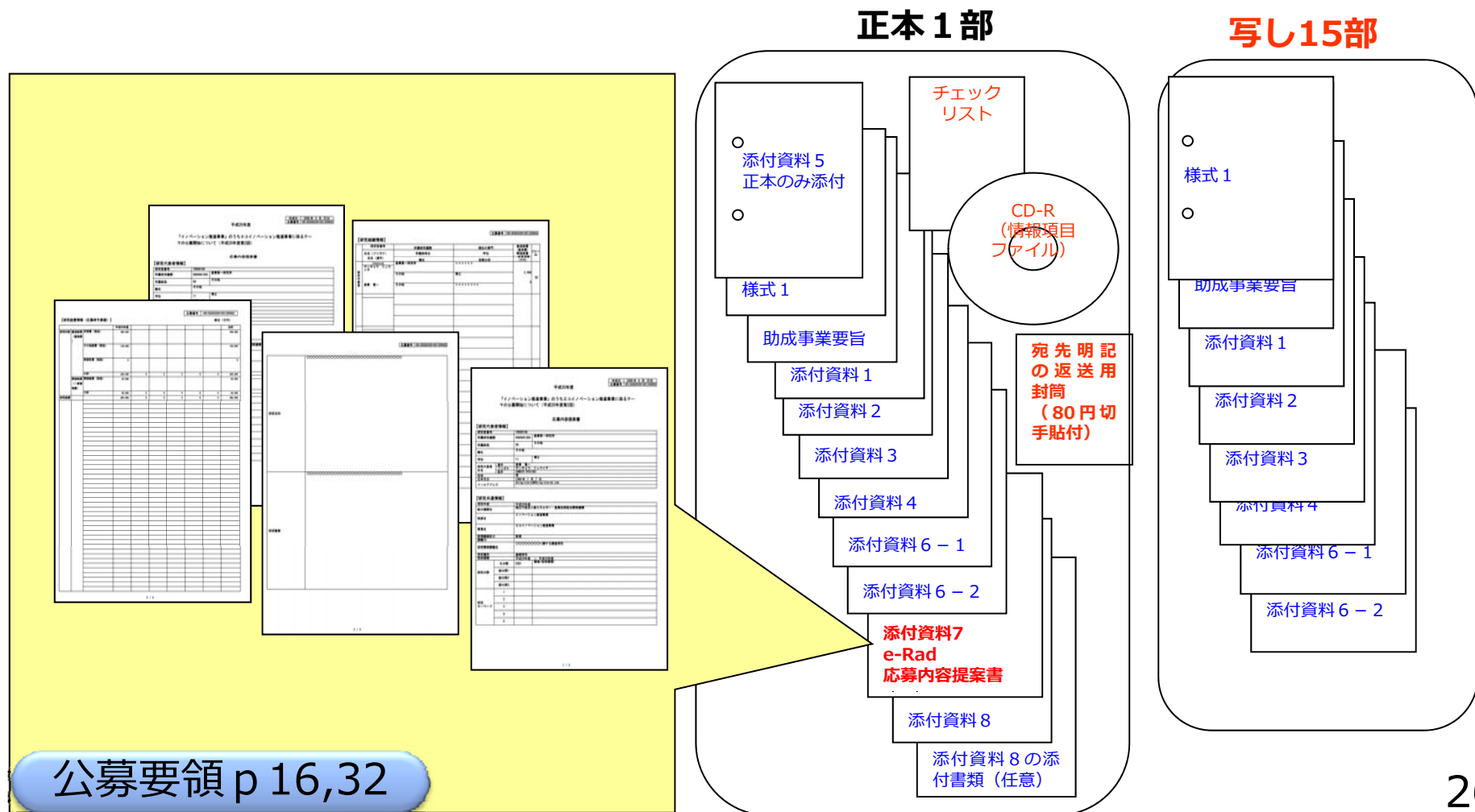
本システムで対象となる公募一覧

2013/01/31	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	イノベーション実用化ベンチャー支援事業	研究開発	2013/01/09 09:00	2013/03/21 13:00	無	研究助成 実証事業(フィールドテスト)	企業(団体等を含む)	500,000	本システムで対
------------	-------------------------	---------------------	------	------------------	------------------	---	------------------------	------------	---------	---------

**NEDOへの申請までに
全てのe-Rad申請手続き（e-Radへの登録）を完了してください**
※NEDOへの申請時に、e-Radから印刷出力する「応募内容提案書」を、NEDOに提出する必要があります

申請手続きについて④

- ・ 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 応募内容提案書 (申請書を除く)
- ・ N E D O への申請書類 (提出書類一式及びCD-R)



公募要領 p 16,32

申請書類①



- ・ ホームページ掲載の以下の**申請書様式**を用いて作成して下さい
 - ・ H 2 5 - 1 助成金交付申請書1 【MS-Word】
 - ・ H 2 5 - 1 助成金交付申請書2 【MS-Excel】
- ◎ 作成法の詳細は公募要領の「**申請書作成にあたって**」を参照してください
- ・ **押印する**申請書正本（様式1）を**1ページ目**としてください
（表紙は不要）
- ・ 正本**1部（片面印刷）**、写し**15部（両面印刷）**を提出してください（電子ファイルでは受け付けていません）
- ・ 申請内容を抜粋した**情報項目ファイル**を**CD-R**で提出してください（情報項目ファイルは、ホームページ掲載の**H 2 5 - 1 情報項目ファイル【MS-Excel】**を使用してください）
- ・ 宛先を明記した返送用封筒（80円切手貼付け）申請書受理の確認書返送に使用します

申請書類②



- ・日本語での申請が困難で、申請書（英語版）の和訳を希望される場合は、**独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）**が支援します

希望者は**英語版の申請書類一式**を平成26年2月18日（火）までに以下の**NEDO、JETRO**の両方の宛先まで、**ご連絡、ご提出下さい**

J E T R O

〒107-6006

東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル

独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）

対日投資部 対日投資課

TEL：03-3582-5234

FAX：03-3505-1990

メールアドレス：invest-japan@jetro.go.jp

N E D O

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 20階

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

技術開発推進部 技術革新・実用化推進グループ ベンチャー支援担当

TEL：044-520-5175

FAX：044-520-5177

メールアドレス：innovation25@nedo.go.jp

申請書受付



《申請書の受付期間》

平成26年3月3日（月）正午までに

郵送もしくは宅配便で送付して下さい

※持参による受付は行いません

《送付先》

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミューザ川崎セントラルタワー 20階

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

技術開発推進部 技術革新・実用化推進グループ

イノベーション実用化ベンチャー支援事業 申請窓口 宛

TEL: 044-520-5175



重複に関する留意点



● 本事業内の重複申請

- ・ 同一事業者が複数の申請をすることは可能ですが、**採択されるテーマ数について制限**させていただくことがあります

● 重複助成の排除

- ・ **同一のテーマ**について、既に他の助成を受けている場合は**申請できません**
- ・ 同一のテーマについて、他の助成と**同時に申請することは可能**ですが重複受給はできません（採択された場合はご相談ください）
- ・ 「申請者」「共同研究先」のいずれかに所属する研究者等において**「不合理な重複」及び「過度の集中」**が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません

問い合わせ先

〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310
ミュージア川崎セントラルタワー 20階

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
技術開発推進部 技術革新・実用化推進グループ

TEL : 044-520-5175
メールアドレス : innovation25@nedo.go.jp

〈参考資料〉

H24年度補正(前回)での事業との主要相違点



項目	H25年度補正 (今回)	H24年度補正 (前回)
助成金の下限額	1500万円	1000万円
事業者の資本金 基準額	3億円 (いくつかの業種では異なる)	10億円以下
利害関係者の範囲	審査を受ける者の配偶者、四親 等内の血族、三親等内の姻族、 もしくは同居の親族にある者	審査を受ける者と親戚関係にあ る者
申請書の受付方法	送付受付のみ (持参の受付は行わない)	持参、もしくは郵送
交付規程 (マニュアル)	「課題設定型産業技術開発費助 成事業事務処理マニュアル」 (NEDOの標準的なマニユア ル)	平成24年度「イノベーション実 用化ベンチャー支援事業マニユ アル」
申請に関する相談 (問い合わせ先)	技術開発推進部、関西支部 の2箇所	技術開発推進部、北海道支部、 関西支部、九州支部の4箇所

※この他にも、収益納付の計算式、概算払い等についても異なります。

助成対象費用（別紙の書き方－手順1）

(別紙①)

助成事業に要する費用、助成対象費用および助成金の額

申請者の名称及び住所		〇〇〇〇株式会社 神奈川県川崎市幸区〜〜								
助成事業の名称		××××の活用化開発								
助成金の額		金 29,652,000 円					助成率		2/3	
経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価(円)	助成事業に要する費用(円)	助成対象費用(円)	助成金の額(円)	備考	
助成対象物件	I. 機械装置等費	1.土木・建築工事費	◎◎装置設置工事	式	1	機械装置等費合計	28,780,000	28,780,000	19,186,000	
						1.土木・建築工事費小計	1,000,000	1,000,000		
							1,000,000	1,000,000		
	2.機械装置等製作・購入費	◎◎装置	台	1	2.機械装置等製作・購入費小計	26,280,000	26,280,000	26,280,000		
						25,000,000	25,000,000			
						1,280,000	1,280,000			
	3.保守・改造修理費	□□装置	台	1	3.保守・改造修理費小計	1,500,000	1,500,000	1,500,000		
						1,500,000	1,500,000			
						1,500,000	1,500,000			
	II. 労務費	1.研究員費	研究員 根戸太郎(85%) 研究員 研開進一(80%)	時間	1,020	労務費合計	9,141,000	9,141,000	6,094,000	
1.研究員費小計						7,920,600	7,920,600			
						5,395,800	5,395,800			
2.補助員費	研究補助員 美有座響子	時間	1,080	2.補助員費小計	1,220,400	1,220,400	1,220,400			
					1,220,400	1,220,400				
					1,130	1,220,400				
III. その他経費	1.消耗品費	部品☆☆ 資材■■■ 試薬◆◆	箱 式 本	10 30 20	その他経費合計	5,305,000	1,400,000	1,400,000		
					1.消耗品費小計	20,000			200,000	
						35,000			1,050,000	
	2.旅費	旅費(大阪・打合せ)	回	15	2.旅費小計	405,000	405,000	405,000		
						27,000	405,000			
	3.外注費	☆☆の分析費 ▽▽の設計・加工費	式 式	3 1	3.外注費小計	2,100,000	2,100,000	2,100,000		
					300,000	900,000				
					1,200,000	1,200,000	1,200,000			
IV. 共同	I. 機械装置等費、II. 労務費、III. その他経費、IV. 共同研究費について記入して下さい									
合計						44,726,000	44,726,000	29,816,000	3.38%	

助成金の額に端数が出た場合は経費区分ごとに1,000円未満を切り捨ててください

共同研究費が助成金の合計額の50%未満

(別紙①)

助成事業に要する費用、助成対象費用および助成金の額

申請者の名称及び住所		〇〇〇株式会社 神奈川県川崎市幸区～～～								
助成事業の名称		～～～の高度化開発								
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">NEDO労務費単価の算出については最新の単価表を使用してください</p> </div>										
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p style="color: blue; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">労務費単価一覧表</p> <p style="color: blue; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">http://www.nedo.go.jp/content/100520557.pdf</p> </div>										
助成対象物件	I. 機械	3.保守・改造修理費	◎◎装置機能追加	台	1	3.保守・改造修理費小計	1,500,000	1,500,000		
								1,500,000	1,500,000	
								1,500,000	1,500,000	
	II. 労務費	1.研究員費			時間	1,020	1.研究員費小計	7,920,600	7,920,600	6,094,000
					時間	960	5,290	5,395,800	5,395,800	
				時間	960	2,630	2,524,800	2,524,800		
		2.補助員費	研究補助員 美有座響子	時間	1,080	2.補助員費小計	1,220,400	1,220,400		
							1,130	1,220,400	1,220,400	
	III. その他経費	1.消耗品費			箱	10	その他経費合計	5,305,000	5,305,000	3,536,000
					式	30	1.消耗品費小計	1,400,000	1,400,000	
			式	30	20,000	200,000	200,000			
						35,000	1,050,000	1,050,000		
						7,500	1,500,000	1,500,000		
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="color: black; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">NEDO労務費単価表より労務費時間単価を出し、積算労務費を記入してください。研究員の健保等級は平成26年4月時点以降の最新のものをういてください</p> </div>										
IV. 共同研究費	共同研究費	〇〇大学		式	1	共同研究費合計	1,500,000	1,500,000	1,000,000	
								1,500,000	1,500,000	3.38%
合計								44,726,000	44,726,000	29,816,000

%未満

助成対象費用（別紙の書き方－手順3）

(別紙①)

助成事業に要する費用、助成対象費用および助成金の額

助成率は2 / 3です。

申請者の名称及び住所		〇〇〇〇株式会社 神奈川県川崎市幸区〜						助成率		2/3	備考
助成事業の名称		××××の実用化開発						助成対象費用(円)		27,816,000	
助成金の額		金 29,852,000 円						助成率		2/3	備考
経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価(円)	助成事業に要する費用(円)	助成対象費用(円)	助成金の額(円)	助成率		
助成対象物件	I. 機械装置等費	1.土木・建築工事費				機械装置等費合計 1.土木・建築工事費小計	28,780,000 1,000,000	28,780,000 1,000,000	19,186,000		
			◎◎装置設置工事	式	1	1,000,000	1,000,000	1,000,000			
		II. 労務費									
		2.補助員費	研究補助員 美有座響子	時間	1,080	2.補助員費小計	1,220,400 1,220,400	1,220,400 1,220,400			
		III. その他経費									
		1.消耗品費				その他経費合計	5,305,000	5,305,000	3,536,000		
			部品☆☆ 資材■■■ 試薬◆◆	箱 式 本	10 30 20	1.消耗品費小計	1,400,000 200,000 35,000 7,500	1,400,000 200,000 1,050,000 150,000			
		2.旅費	旅費(大阪・打合せ)	回	15	2.旅費小計	405,000 405,000	405,000 405,000			
		3.外注費	★★の分析費 ▽▽の設計・加工費	式 式	3 1	3.外注費小計	2,100,000 300,000 1,200,000	2,100,000 900,000 1,200,000			
	4.諸経費	▼▼装置レンタル料	月	7	4.諸経費小計	1,400,000 200,000 1,400,000	1,400,000 1,400,000				
	IV. 共同研究費	共同研究費			共同研究費合計	1,500,000 1,500,000	1,500,000 1,500,000	1,000,000	3.38%		
		〇〇大学	式	1							
合計						44,726,000	44,726,000	29,816,000			

**補助率の対象となる経費の合計を記入
共同研究費が、助成金総額の50%未満であることを確認してください。
1,000,000/29,816,000=3.35% (<50%)**

共同研究費が助成金の合計額の50%未満であることを確認

助成対象費用（別紙の書き方－手順4）

**共同研究費については
「学術機関等共同研究費内訳」（年度毎、機関毎）
を作成してください**

(参考)

学術機関等の名称 代表者役職、氏名及び住所		×××××の運用化開発							
助成事業の名称		×××××の運用化開発							
経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価(円)	助成事業に要する費用(円)	助成対象費用(円)	備考	
助成対象物件	I. 機械装置等費				機械装置等費合計	448,000	448,000		
		1.土木・建築工事費			1.土木・建築工事費小計	0			
		2.機械装置等製作・購入費	△△装置 □□装置	台 代	1 1	2.機械装置等製作・購入費小計 298,000 150,000	448,000 298,000 150,000		
		3.保守・改造修理費				3.保守・改造修理費小計	0		
	II. 労務費	労務費				労務費合計	552,000	552,000	
		1.研究員費	研究員 根戸太郎	時間	100	1.研究員費小計 2,880	288,000 288,000		
		2.補助員費	研究補助員 美有座響子	時間	220	2.補助員費小計 1,200	264,000 264,000		
	III. その他経費	1.消耗品費	部品☆☆ 試薬◆◆	箱 本	10 4	その他経費合計 1.消耗品費小計 2,000 1,000	304,348 24,000 20,000 4,000	304,348	
		2.旅費	旅費(大阪・打合せ)	回	2	2.旅費小計 30,000			
		3.外注費	▽▽の設計・加工費	式	1	3.外注費小計 210,000			
		4.諸経費	▼▼文献購入費	式	1	4.諸経費小計 10,348	10,348 10,348		
		I. 機械装置等費＋II. 労務費＋III. その他経費 合計					1,304,348	1,304,348	
	IV. 間接経費					間接経費合計	195,652	195,652	間接経費率＝ 15.0%
合計						1,500,000	1,500,000		

**間接経費は直接経費の10%
(大学は15%)が上限です**

その他の評価事項



項目	審査基準
① 事業の新規性	公募締切日において設立10年以内の企業であること
② 金融機関との連携	事業家に向けてベンチャーキャピタルや金融機関との連携がされていること
③ 採用予定先（取引先）との連携	事業家に向けて開発された技術の採用予定先（取引先）等との連携がされていること
④ 過去にNEDO等が実施した事業との関連	NEDO等が実施した技術開発事業の成果を活用したものであり、当該助成事業の実施により、その実用化が加速すると認められること
⑤ 地域経済活性化への貢献	地域資源を活用し技術開発が実施されることにより、地域経済の活性化への貢献が見込まれること

収益納付額算定方法



(1) 収益納付額算定式について

助成事業に係る当該年度収益額 (*1) × 助成金寄与度 (*2)

(* 1) 助成事業に係る当該年度収益額 = 営業利益 × (助成事業対象部分売上 / 売上高)

「助成事業に係る当該年度収益額」は、助成事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与による収益が対象となります。算定にあたって根拠となる資料（助成事業に係る売上明細、損益計算書、その他算定に必要な資料）を添付してください。

(* 2) 単年度生産コストベース (①) を基本とし、累積投資ベース (②) の考え方も可とします。

なお、累積投資ベースによる考え方を希望する場合はプロジェクト担当部にご相談ください。

① 助成金寄与度 = (助成金確定額の 1 / 5) / 各年度に要したコスト (注 1)

注 1) 各年度の助成事業に係る売上原価及び販管費を売上高に占める助成事業の売上高の割合を乗じて算出し、助成期間中の自己負担額の 1 / 5 及び助成金確定額の 1 / 5 を加算

② 助成金寄与度 = 助成金確定額 / 助成対象費用 (注 2)

注 2) 助成期間の助成対象費用に助成期間終了後における追加投資費用を毎年度加算。追加投資費用についてはエビデンスの確認を求めます。

(2) 収益額が少額の場合の取り扱いについて

助成事業に係る当該年度収益額が、収益納付期間単年度換算をした助成金確定額の 1 % に満たない場合は収益納付対象外とします。

(3) 中小企業を対象とした特例について

財務基盤が比較的脆弱なものが多いと考えられることを踏まえ、経常収支の状況も考慮して収益納付を求めます。助成事業者が、NEDO助成事業における中小企業の定義に該当する場合には、経常収支が赤字となることを理由に本年度納付額の全部又は一部の納付を猶予することができることとします。また、納付の猶予を希望する場合には、納付猶予申出書を提出することとします。